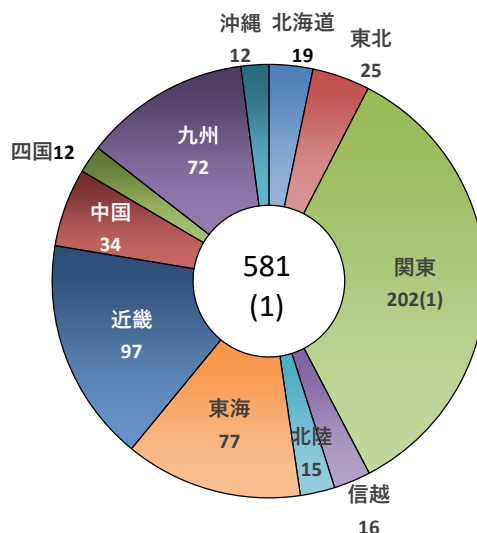


## 特定信書便事業への参入状況

( ) 内は、今回許可した事業者数の再掲

### [本社所在地別・参入事業者数]

特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、関東が202者で最も多く、近畿が97者、東海が77者で続いています。



### [役務種類別・参入事業者数]

特定信書便事業の役務種類別に見ると、1号役務が517者で最も多く、3号役務が302者、2号役務が98者の順になっています（複数の役務を提供する事業者があるため、役務種類別事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しません）。

役務種類	事業者数
1号役務：長さ・幅・厚さの合計73cm超、又は重量4kg超の信書便物を送達するもの	517(1)
2号役務：信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの	98
3号役務：料金の額が総務省令で定める額（国内は800円）を超えるもの	302

### [主たる業種別・参入事業者数]

特定信書便事業者が営む主たる業種別に見ると、貨物運送業が433者で最も多く、警備業が38者、障害者福祉事業が17者、建物サービス業が17者で続いています。

